

# 平成 29 年度 第 3 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 会議要旨

## 1 日時

平成 29 年 10 月 20 日（金）午前 10 時から正午まで

## 2 場所

市役所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

## 3 出席者

（委員）

- ・ 学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・ 市議会議員：野々下重夫、廣岡芳樹
- ・ 公募による市民：桑田信之、中村茂徳、東口啓一
- ・ 市職員：荒木和美、長滝谷保、松原徹

※ 敬称略

（事務局）

吉田課長、村井課長代理、吉田係長、藤枝、吉本

## 4 次第

- (1) 第 2 回委員会における検討内容について（前文、第 1 条から第 3 条）
- (2) 条文の検証（第 4 条から第 6 条）
- (3) 寝屋川市みんなのまち基本条例制定時の思いについて（第 7 条から）
- (4) 条文の検証（第 7 条から）
- (5) その他

## 5 会議内容

- (1) 第 2 回委員会における検討内容について（前文、第 1 条から第 3 条）

資料に基づき事務局から説明

<委員の主な意見>

- ・ 資料 1 の No. 2 の対応内容について、変更案として「急激な都市化と人口増加を乗り越え」という表現だが、急激な都市化というのはその要因が急激な人口増加であることが推定できるため、あえて人口増加という言葉と並列的に並べる必要はないのではないか。前文 2 段落目の「様々な市民活動が広がりを見せています」という現況の説明があり、人口減少が始まる、少子高齢化が進んでいるという流れにつなげるようにすれば、現在の状況

の説明としてスムーズにつながるのではないかと。

- ・ 資料1のNo.5の対応内容について、まちづくりという言葉は条文の中でもいくつか使われているため、逐条解説による詳しい説明だけでなく、条文の規定として明記した方が良いのではないかと。
- ・ 第2条第3号の行政の定義について、行政というと市民に身近な存在として市の職員のことを思い浮かべるため、定義の中に市職員のことを記載した方が良いのではないかと。また、補助機関とあるが、正しい表現と思われるが、分かりづらいのではないかと。

#### ＜確認した事項＞

- ・ 検証委員会における検討内容について、全ての条文の検証後に改めて委員会としての対応方法を議論し、決定する。
- ・ 資料1のNo.2、No.5の対応内容について、委員会での議論の内容を整理し、改めて対応内容を示す。

### (2) 条文の検証（第4条から第6条）

#### ① 条文全般について

＜委員の主な意見＞

- ・ 行政に対して義務付けられているものについては、「～ものとする」ではなく、「～しなければならない」と強調して規定した方が良いのではないかと。
- ・ 行政は全て「～しなければならない」ではなく、内容を見て場合分けする必要があると考えます。
- ・ 行政の責務等について、条文上は「～ものとする」となっているが、逐条解説では「～しなければならない」に近い、より強いニュアンスが分かるよう説明している箇所もあるため、逐条解説の説明でニュアンスの強弱が分かるようにすれば良いのではないかと。

#### ＜確認した事項＞

- ・ 条文における「～ものとする」という義務規定について、行政の責務等を規定する条項は、ニュアンスを強調し「～しなければならない」と規定することや改正すべきかどうかも含め、引き続き議論する。
- ・ 条文の個別の箇所について、引き続き委員会で議論を行う。

#### ② 第4条（市民相互の協働）

＜委員の主な意見＞

- ・ 前回の委員会で「協創」の議論があったが、「みんなのまち基本条例検

証会議検証報告書」にある協働の主な取組の状況を見ても、協働の取組が十分成熟し、次のステップとしての協創へはまだ至っていないのではないかと思われる。政策形成過程への参画手法として、パブリック・コメント手続があるが、市民からの回答が0件であるものや、多いものでも100件程度に留まっており、協働を推進するに当たってはコマーシャル性を持たせるよう取り組んだ方が良いと考える。

- 計画策定に当たって、市がまず案をつくり、その案に対して市民へパブリック・コメントを求めるといった形が一般的で、市民が後追的に行政の計画案をチェックすることが多いが、計画段階から市民に意見を求め、意見を市政運営にいかすように取り組む手法もあり、行政と市民が共に考え共に行動する、「協働」から「協創」への理念に通じるものがあるのではないか。
- 「協創」について、協働から一步踏み出した先に、みんなで共に考え共に行動しましょうという思いを込めて「協創」という文言が前文で使われているが、本条例が理念条例であることを踏まえ、現状はまだ「協働」から「協創」へは至っていないかもしれないが、将来の目指すべき姿として何かしら本条例に盛り込むことはできないか、検討してはどうか。
- 「みんなのまち基本条例検証会議検証報告書」における条文の検証の意見4について、本条例をより身近なものとし、協働を推進するために、地域協働協議会の位置付けを明確にするよう、条文に規定した方が良いと考える。
- 「みんなのまち基本条例検証会議検証報告書」における条文の検証の意見4について、「…地域団体や住民で構成し自発的に活動していく組織（以下「地域協働協議会」という。）を設置することができる。」とあるが、地域協働協議会の発足状況を鑑みると、「～できる」という表現は違和感を感じる。現実的に市内全小学校区で地域協働協議会は設置されており、それも踏まえ表現を検討する必要があるのではないか。
- 地域協働協議会について、自治会やPTAなどの地域における既存の団体との関係性を整理し、「協働」から「協創」へのステップを地域が団結して取り組むべきと考える。
- 地域協働協議会を基本とした、新たな地域づくりに関する条例が必要と考える。他の自治体の事例でいうと、池田市では地域コミュニティ組織の活動を推進し、地域分権の推進に関する条例を制定している。
- 第4条第2項に「市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。」とあり、第10条には「行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じ

て適切に支援するよう努めるものとする。」とあるが、市民と行政とで「自立」と「自律」を意図的に使い分けているのか。

**<確認した事項>**

- ・ 条文に「協創」を盛り込むかどうかは、引き続き議論を行う。
- ・ 条文に「地域協働協議会」を記載する際の表現について、引き続き議論を行う。
- ・ 「自立」と「自律」の使い分けについて、事務局で確認を行う。

**③ 第5条（市民と行政の協働）**

**<委員の主な意見>**

- ・ 第2項の規定について、行政は「努めるものとする」でよいのか。行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

**<確認した事項>**

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

**④ 第6条（安全・安心の向上）**

**<委員の主な意見>**

- ・ 第2項の規定について、行政は「取り組むものとする」でよいのか。行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。
- ・ 防災の取組では自助・共助・公助が重要となるが、災害発生時には公助が被災者へ十分行き届かない可能性も想定され、防災グッズの配布など、市は事前に自助力を高める公助の取組に努める必要があると考えるため、その旨を条文の逐条解説に記載してはどうか。

**<確認した事項>**

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

(3) 寝屋川市みんなのまち基本条例制定時の思いについて（第7条から第12条まで）

資料に基づき事務局から説明

#### (4) 条文の検証（第7条から）

##### ① 条文全般について

###### <委員の主な意見>

- ・ 行政に対して義務付けられているものについては、「～ものとする」ではなく、「～しなければならない」と強調して規定した方が良いのではないかな。
- ・ 行政は全て「～しなければならない」ではなく、内容を見て場合分けする必要があると考える。
- ・ 理念条例として、市民、行政、議会が対等な立場で条例を制定するというを具体的に表現するよう検討した結果、それぞれが対等な立場で「～ものとする」と申し合わせたのではないかと考える。
- ・ 行政の責務等について、条文上は「～ものとする」となっているが、逐条解説では「～しなければならない」に近い、より強いニュアンスが分かるよう説明している箇所もあるため、逐条解説の説明でニュアンスの強弱が分かるようにすれば良いのではないかな。

###### <確認した事項>

- ・ 条文における「～ものとする」という義務規定について、行政の責務等を規定する条項は、ニュアンスを強調し「～しなければならない」と規定することや改正すべきかどうかも含め、引き続き議論する。
- ・ 条文の個別の箇所について、引き続き委員会で議論を行う。

##### ② 第7条（透明性の確保等）

###### <委員の主な意見>

- ・ 見出しが透明性の確保等となっており、透明性を確保する上で基本的な情報は共有すべきと考え、市が保有する情報を市民が共有することが重要であり、その視点を盛り込んだ方が良いのではないかな。市は保有する情報を積極的に共有するよう努めるべきである。
- ・ 情報の共有について、行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないかな。
- ・ 第3項について、「経過、内容、効果等」とあるが、効果等の中には「費用対効果」と「成果」が含まれると考えるため、具体的に「費用対効果及び効果」としてはどうか。

###### <確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

### ③ 第8条（情報公開）

＜委員の主な意見＞

- ・ 情報公開について、行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

### ④ 第9条（個人情報保護）

＜委員の主な意見＞

- ・ 個人情報保護について、行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

### ⑤ 第10条（市民活動の尊重等）

＜委員の主な意見＞

- ・ 第4条第2項に「市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。」とあり、第10条には「行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。」とあるが、市民と行政とで「自立」と「自律」を意図的に使い分けているのか。
- ・ 市民活動を尊重することは大切だが、ノウハウを持った人が地域にあまりいない現状がある。行政も地域に関わりを持ち、地域に人が集まる仕組みづくりを考える必要があるのではないか。
- ・ 条例制定当時の思いの資料では、行政が市民活動に対して関わり合いを無理に持つてはならないのではないかと意見があるが、市民が自立して活動するためには、行政と市民間の情報共有を密にし、相互に連携して取り組む必要があると考える。
- ・ 「必要に応じて」とあるが、あえて記載する必要があるのか。
- ・ 市民活動の尊重等について、市民活動を支援する行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。
- ・ 「自立」と「自律」の使い分けについて、事務局で確認を行う。

## ⑥ 第 11 条（市民参画の推進）

＜委員の主な意見＞

- ・ 第 1 項について、行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。
- ・ 第 1 項について、「行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。」という表現は、行政は市民が参画する機会を与えますよと高圧的に言っているようにも読め、行政の方が上の立場にあるような印象を受けるため、表現を検討してはどうか。
- ・ 市民が参画できる場を行政が提供するという視点は、協働を進める上で大切であると考ええる。

＜確認した事項＞

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

## ⑦ 第 12 条（市民の役割及び責務）

＜委員の主な意見＞

- ・ 第 2 項について、「市民は、市民活動の役割を認識し」とあるが、市民活動の役割とは何か分かりづらいのではないか。
- ・ 第 1 項で市民の権利について触れているが、権利の前に「責任」のことが先に記載され、強く印象付けられているように感じる。「権利」を持つのであれば「責任」が発生するものと考えるため、書きぶりが逆の方が良いのではないか。また、第 2 項に役割について記載があるが、そちらを権利や責任のことよりも先に規定しても良いのではないか。
- ・ 「第 3 章 市民」では、第 12 条の市民の役割及び責務についてのみ規定されているが、「第 2 章 協働」の第 4 条でも市民の規定があり、分けて規定するよりも同じ箇所規定した方が分かりやすいように感じる。
- ・ 本条例の構成として、協働に重点を置くため、協働に関する内容を「第 2 章 協働」としてあえて前半部分に規定し、第 3 章の市民に関する規定と区分するように構成されているが、条例制定時の経緯を踏まえ、逐条解説の中で説明を工夫するなどの検討は必要かと考える。
- ・ 第 12 条の見出しが、「市民の役割及び責務」となっており、「権利」が入っていない。市民は権利を有しているということが重要であると考えするため、見出しに権利を記載しても良いのではないか。若しくは、市民の役割、責務と分けて別途権利に関する条項を設けても良いのではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示す。

(5) その他

次回の検証委員会は、10月31日（火）午後2時から、議会棟5階第2委員会室で開催する。

本日の会議要旨について、次々回の委員会までに委員へ配布する。